

## 令和6年度(2024年度)より 森林環境税の課税が開始

### ●税の仕組み

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度(令和5年中の収入)から個人住民税の均等割額に併せて1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みです。森林環境譲与税は、都道府県・市町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備およびその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

### ●令和6年度以降の個人住民税均等割と森林環境税の税率

個人住民税の均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度(2014年度)からの10年間、臨時的に年額1,000円(県民税500円、町民税500円)が引き上げられ、賦課徴収されておりました。この臨時的措置が終了し、令和6年度(2024年度)から新たに森林環境税(年額1,000円)が導入されます。

### 問 税務課(吉備庁舎)

税の種別		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
町民税	個人住民税 (均等割額)	3,500円	3,000円
県民税※		2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

※県民税均等割額のうち、500円は紀の国森づくり税です。

### 「定額減税制度説明会」の開催

令和6年(2024年)分の所得税に係る定額による所得税額の特例控除(定額減税)について、源泉徴収義務者の方に向けた説明会を開催します。

#### ●日時

・4月10日(水) 14時～15時  
・4月24日(水) 10時～11時

#### ●場所

／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室(湯浅町湯浅2430番地77)

#### ●定員

／30人(先着順・電話予約要)

湯浅税務署 法人課税部門  
☎63・5406

## 案内

### メジロの捕獲は原則禁止

現在、メジロは捕獲禁止となっております。既に飼養登録されているメジロは引き続き飼養できます。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは、捕獲が許可される場合があります。

有田振興局衛生環境課 ☎64・1293

### 福祉保健部 各計画の策定

福祉保健部では、各委員会を設置し、3月に次の計画を策定しました。計画は町ホームページでご覧いただけます。

●やすらぎ福祉課／有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

●健康推進課／有田川町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画・健康日本21有田保健医療圏域計画市町健康増進計画(オレンジパワープランⅢ)(2024)・第2期有田圏域いのち支えあいプラン

●長寿支援課／第10次有田川町高齢者福祉計画・第9期有田川町介護保険事業計画  
●やすらぎ福祉課・健康推進課・長寿支援課(金屋庁舎)